

# 労働基準広報 2019 No.1987

## 3/11

### CONTENTS

**特集** 改正入管法における基本方針・分野別運用方針 — 6

## 総受入れ見込数は最大34万5150人 特定産業分野は14業種が対象に

政府は2018年12月25日、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため「特定技能の在留資格に係る制度の運用に係る基本方針」（基本方針）と、これにのっとった「特定技能の在留資格に係る運用に関する方針」（分野別運用方針）を閣議決定した。基本方針においては、特定技能の在留資格もつ外国人を受入れる産業分野（特定産業分野）を、(1)介護業、(2)ビルクリーニング業、(3)素材産業、(4)産業機械製造業、(5)電気・電子情報関連産業、(6)建設業、(7)造船・船用工業、(8)自動車整備業、(9)航空業、(10)宿泊業、(11)農業、(12)漁業、(13)飲食物品製造業、(14)外食業 — の14業種としている。今回は、改正入管法における「基本方針」と特定産業分野ごとに定められた「分野別運用方針」についてみていく。

(編集部)

●取材シリーズ/人事大事の時代<事例編>③④ — 22

### 限定正規職員制度を導入して5年 役付パートのほぼ全員が この雇用区分に移行

～生活協同組合コープみらい～

●解釈例規物語⑩ — 32

第21条関係

### 試用期間中の解雇 — その3 —

(中川恒彦)

●相談です！ 弁護士さん — 39

相談15「正社員と有期の賃金額に違いが…」  
～同一労働同一賃金の問題～

### 正社員と有期雇用労働者との労働 条件の不合理な相違は問題になる

(執筆/弁護士・上田絵理 (道央法律事務所))  
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●NEWS — 1

(厚労省・大企業に対する裁量労働制の指導基準)複数事業場で不適正運用あれば企業名公表/ (厚労省・「業務改善助成金」を拡充)地域別最賃が低い19県を対象に助成率を引き上げ/ (31年度・職業訓練実施計画(案))国が行う離職者訓練の対象者数は16万1000人/ほか

●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ④ — 46

### 過剰な労働時間、ノルマ、 暴言で精神障害と訴えるも

～時間外80時間、認められず、  
負傷も後日受診、休日出勤も拒否可～

(労働評論家・飯田康夫)

●本誌読者アンケート — 31 ●わたしの監督雑感  
宮城・仙台労働基準監督署長 鈴木秀博 — 54  
●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(31ページ)

### 労務相談室

回答者

社会保険	〔年2回の賞与に加えてインセンティブを新設〕社会保険での扱いは	— 48	特定社労士・丸島和恵
労働基準法	〔年休基準日から1カ月で産休経て育休に〕年5日の時季指定義務は	— 50	弁護士・平井彩
高齢者	〔就業規則上の有期雇止め年齢は70歳〕75歳の者を採用可能か	— 52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内